

## 長野県教科用図書選定審議会への諮問について（案）

教学指導チーム

市町村（学校組合）教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長が行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導・助言・援助を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記事項を教科用図書選定審議会に諮問するものとする。

- 1 小・中学校自律学級用教科用図書として採択する一般図書の採択基準について
- 2 小・中学校自律学級用教科用図書の選定に必要な一般図書の資料について
- 3 採択地区内の市町村（学校組合）教育委員会が協議して種目ごと同一の教科用図書を採択する場合の方法について